

児童手当 所得制限・上限あり

中学校修了前までの児童を養育している方に支給します。

手当額(児童1人あたり・月額)

- ・3歳未満 15,000円
 - ・3歳以上小学生以下
第1・2子 10,000円
第3子以降 15,000円
 - ・中学生 10,000円
 - ・所得制限額以上所得上限額未満の対象者(特例給付)
児童1人あたり 5,000円
- ※児童を養育している方の所得が所得上限額以上の場合、児童手当等は支給されません。

支払い時期

該当月	支払日
2月～5月分	6月9日(金)
6月～9月分	10月10日(火)
10月～ 令和6年1月分	令和6年 2月9日(金)

特別児童 扶養手当 所得制限あり

身体または、精神に中度・重度の障がいをもつ20歳未満の児童を監護している父または母、あるいは養育者に支給します。

手当額(児童1人あたり・月額)

- ・1級 53,700円
- ・2級 35,760円

児童扶養 手当 所得制限あり

次の要件に該当する18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童(一定の障がいがあるときは、20歳未満)を監護している父または母、あるいは養育者に支給します。

なお、受給から5年を経過した方で、未就労などの場合に支給額が2分の1に減額されることがあります。

支給要件

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいのある児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母がDV防止法における保護命令を裁判所から受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻しないで生まれた児童
- ・父および母が不明である児童

手当月額

- ・子どもが1人の場合
全部支給 44,140円
一部支給 44,130円～10,410円
- ・子ども2人目の加算額
全部支給 10,420円
一部支給 10,410円～5,210円
- ・子ども3人目以降の加算額(1人につき)
全部支給 6,250円
一部支給 6,240円～3,130円

児童手当などを受給するには
手続きが必要です。

支給要件に該当したときは、速やかに手続きをしてください。



遺児手当 所得制限あり

次の要件に該当する18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童を監護している父または母、あるいは養育者に支給します。

支給要件

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいのある児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母がDV防止法における保護命令を裁判所から受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻しないで生まれた児童
- ・父または母が引き続き1年以上行方不明である児童

手当額(児童1人あたり・月額)

- ・県遺児手当 4,350円
(支給期間は5年間。ただし、4年目から2年間は半額)
- ・市遺児手当 2,000円
(支給期間は5年間)



休日保育事業

日曜・祝日の日中、保護者が就労のため、家庭で保育ができないときに保育します。

対象 市内在住で市内保育所等に入所している児童

実施施設 あたごこども園

保育時間 午前8時30分～午後4時30分
(ただし12月29日～1月3日は除く)

利用料 無料



病児・病後児保育事業

児童が病気の際に、保護者がやむをえない理由で、家庭で保育ができない場合にお子さんをお預かりします。

実施施設 神島田こども園病児・病後児保育室

利用日 月～金曜日(休園日を除く)連続して5日間以内

利用時間 午前8時～午後5時

対象 市内在住の生後6カ月～小学6年生の児童

利用料 1日1,500円

※ご利用には事前登録と診療情報提供書が必要になります。



0歳児選べる無料定期便

4月からの新事業

訪問は6月から順次開始予定



子育て世帯の精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的として、0歳児の家庭に市職員が訪問し、選べる子育て用品のお渡しと、子育てに関する悩みごと相談、情報提供を行います。

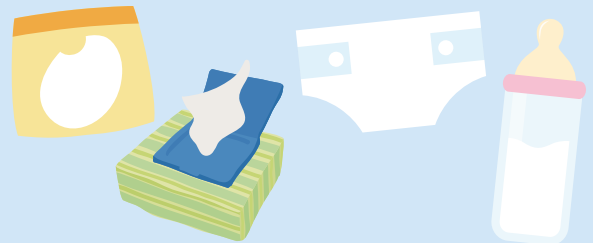
対象 市内に住民登録があり、令和5年4月1日以後に生まれた乳児を養育する保護者

訪問時期 生後2カ月・6カ月・10カ月ごろ

選べる内容 紙おむつ、おしりふき、ミルク、離乳食から2品選択(乳児1人につき3回まで)

利用申請 出生届出時(転入の場合は転入届出時)に申請書を提出してください。提出時に、子育て用品申込書をお渡しします。

※保育士等の専門職員がお伺いします。子育てに関するお悩みについて、お気軽にご相談ください。



母子家庭等自立支援事業

母子家庭等自立支援給付金制度

母子家庭の母親または父子家庭の父親の方が就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講したり、各種学校などの養成機関で修業する場合に支給します。事前相談が必要です。

・自立支援教育訓練給付金

指定の職業能力開発講座を受講後に支給します。

支給額 講座受講料の6割相当(上限は400,000円×修業年数(最大4年))

高等職業訓練促進給付金等について

就職に有利な資格取得(看護師、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士等)のために6カ月以上養成機関で修業する方に支給します。

・高等職業訓練促進給付金

支給期間 修業期間の全期間(上限4年)

支給月額 100,000円(市民税非課税世帯)、70,500円(市民税課税世帯)ただし、最後の12カ月については40,000円増額。

・高等職業訓練修了支援給付金

修業期間修了後、一定要件を満たす場合に支給します。

支給額 50,000円(市民税非課税世帯)、25,000円(市民税課税世帯)

ひとり親家庭住宅支援資金

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の方を対象に、家賃の一部を無利子で貸し付ける制度です(償還免除の制度あり)。

対象

児童扶養手当の支給を受けている方で、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方

貸付額 月額上限40,000円

貸付期間 12カ月

実施機関 愛知県母子寡婦福祉連合会

母子父子寡婦福祉資金

母子家庭、父子家庭、寡婦の方の生活の安定と児童の福祉増進のため、暮らしに必要な資金の貸付を行っています。

対象

- ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方、その方に扶養されている子または父母のいない20歳未満の児童
- ・かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない方、その方に扶養されている子または父母のいない20歳未満の児童

内容

- ・事業開始資金
- ・住宅資金
- ・結婚資金
- ・事業継続資金
- ・転宅資金
- ・修学資金
- ・技能習得資金
- ・医療介護資金
- ・就学支度資金
- ・就職支度資金
- ・生活資金
- ・修業資金

※福祉資金貸付申請書の提出時期は右表のとおりです。

申請書提出期限	貸付金決定時期	貸付金支払日
6月9日(金)	8月中旬	9月1日(金)
9月1日(金)	11月中旬	12月1日(金)
10月20日(金)	令和6年1月上旬	令和6年1月17日(水)
11月17日(金)	令和6年2月上旬	令和6年2月16日(金)
12月22日(金)	令和6年3月上旬	令和6年3月15日(金)
令和6年1月19日(金)	令和6年4月下旬	令和6年5月上旬
令和6年4月5日(金)	令和6年6月中旬	令和6年7月上旬



一時預かり事業と子育て支援短期利用事業

児童の養育が一時的に困難となった場合に、保育所等や施設で養育する事業を実施しています。

一時預かり事業

就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などの理由によって緊急・一時的に保育します。また保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するために保育を必要とする生後43日以降で就学前の児童を一時的に保育します。

実施施設 共存園保育所、新開こども園、あたごこども園、神島田こども園、蛭間保育園

利用期間 1カ月に14日以内

保育時間 午前8時30分～午後4時30分
(土曜日は、午前8時30分～午後0時30分)
蛭間保育園は平日午前8時～午後4時

手数料 1日1,500円

※あたごこども園の一時預かり(余裕活用型)については、定員に余裕がある場合のみ利用できます。

子育て支援短期利用事業

保護者が疾病などの理由で児童を一時的に養育できなくなった場合に、その児童を短期間施設などで保護します。

実施施設 あいさんテラス(津島市)、衆善会乳児院(名古屋市)、溢愛館(犬山市)

利用期間 7日以内

手数料 1日6,300円以内



ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けをしてほしい方(依頼会員)と、子育てのお手伝いをしたい方(提供会員)がお互いに助け合いながら活動する子育て支援の会員組織です。

対象

- ・依頼会員 市内在住・在勤・在学で、0歳児(生後43日以降)～小学6年生のお子さんを養育している方
妊娠8カ月～産後2カ月(多胎児は生後12カ月)の方(家事支援)
- ・提供会員 20歳以上の健康で子育てに関心をお持ちの方(資格、経験、性別は問いません)

援助内容

- ・保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、習い事などへお子さんの送迎
- ・保育所等の始業時間前、または終業時間後のお子さんの預かり
- ・病気または、病気の回復期であり、保護者の勤務の都合などにより家庭で育児を行うことが困難なときの預かり
- ・通院、看護、冠婚葬祭、地域活動、授業参観など子どもを連れて行くことができないときの預かり

※預かりは、原則提供会員の自宅で行います。

- ・産前産後の家事、育児等の援助(依頼会員宅で行います)

利用料

依頼会員は、援助活動終了時に右記の金額(子ども1人につき1時間あたりの利用料)を提供会員に直接支払います。

※依頼会員が食事、おやつなどの提供を依頼した場合は、提供会員に実費を支払います。

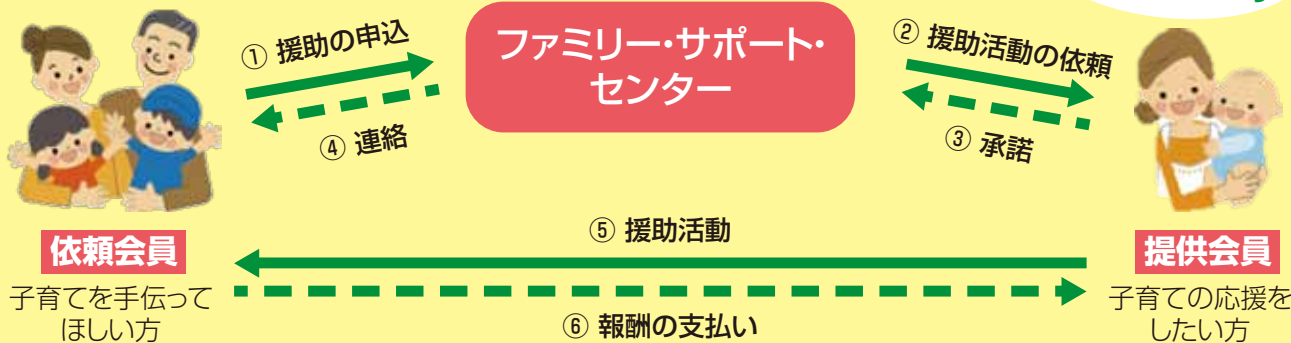
実施主体:れんこん村の
わくわくネットワーク

時 間	曜 日	月～ 金曜日	土・日曜日・祝日 年末年始(12/29～1/3)
	げんきっこサポート (健康児)	午前7時～午後8時	700円
午後8時～午前1時		1,200円	
たすかるサポート (病児・病後児)	午前9時～午後5時	700円*	800円*
産前産後の家事支援	午前9時～午後6時	700円	800円

※たすかるサポートの利用料は、1時間あたり1,200円の内、市内在住の方への市補助(平日500円、休日400円)を差し引いた金額

ファミリー・サポート・センターのしくみ

地域みんなで
子育てを応援する
相互援助活動です



提供会員になるには

有償ボランティアとして
地域のために活動してみませんか?

安心・安全な活動をするための養成講座を受講します(詳細は市政のひろば4月号掲載)。

一度に全て受講できない場合も大丈夫!講座は年4回開催します。規定の講座を修了した時点で、提供会員として登録できます(年齢、性別、経験不問)。

依頼会員に登録するには

登録料・会費
無料!!

利用の予定のない方も安心のために事前に登録を。

あらかじめ登録してあれば、緊急時もスムーズにサポートが受けられます。

登録方法 移動事務所・センターに来所、郵送

移動事務所の日程は、毎月市政のひろばに掲載します。
今月は5月18日(木)10時30分～正午に西地区子育て支援センターで行います。依頼会員の登録は、母子手帳をお持ちください。

問合せ

ファミリー・サポート・センター
(NPO法人れんこん村の
わくわくネットワーク内)

愛西市北河田町郷西343-1

☎55-7708 FAX28-5505

✉ma310_y@ec5.technowave.ne.jp

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分



夏休みに子どもの居場所を提供します



保護者が仕事等で家庭におらず、学童保育も利用していない小学生に安心・安全な居場所を提供します。

実施日 7月21日(金)～8月31日(木)(土・日曜日、8月9日(水)～15日(火)のお盆期間は除く)

※学校は出校日および学校行事がある日も休業します。

場所	定員	開所時間	利用料金
中央児童館	60人	午前8時～午後4時30分	3,000円
東小学校	62人	午前8時40分～午後4時30分	
西小学校	35人		
神守小学校	40人		
蛭間小学校	40人		

※定員を超えた場合、低学年優先の選考となるため、希望に沿えない場合や利用できない場合があります(兄弟揃っての利用ができない場合があります)。

対象 食事、身の回りのことが自分でできる小学生

持ち物 お弁当、水筒、帽子、上履き等

申込 5月8日(月)～22日(月)に子育て支援課にある利用申請書・就労証明書を記入し、提出してください(郵送申込の場合は5月22日(月)の消印有効)。

利用申請書等は市ホームページからもダウンロードできます。

※詳細は、市ホームページまたは直接下記へ。

問合せ 子育て支援課子育て支援G ☎24-1121

指導員を募集しています

子どもの面倒をみるのが好きで、指導員に興味がある方は問い合わせ先へ。大学生も可。